

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月7日

【中間会計期間】 第62期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

【会社名】 株式会社ナガワ

【英訳名】 NAGAWA Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新村 亮

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 (03)5288 - 8666(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理本部副本部長 久納 正義

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【電話番号】 (03)5288 - 8666(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理本部副本部長 久納 正義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 中間会計期間	第62期 中間会計期間	第61期
会計期間	自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日	自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日	自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日
売上高 (百万円)	—	16,408	35,294
経常利益 (百万円)	—	2,231	4,803
中間（当期）純利益 (百万円)	—	1,182	4,213
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	—	2,855	2,855
発行済株式総数 (株)	—	16,357,214	16,357,214
純資産額 (百万円)	—	65,165	61,672
総資産額 (百万円)	—	73,215	69,758
1 株当たり中間（当期）純利益 金額 (円)	—	75.70	268.32
潜在株式調整後 1 株当たり 中間（当期）純利益金額 (円)	—	—	—
1 株当たり配当額 (円)	—	—	60.00
自己資本比率 (%)	—	89.0	88.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	227	4,386
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	756	1,413
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	938	1,533
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (百万円)	—	9,966	11,433

（注） 1．当社は、前中間会計期間は連結財務諸表を作成しておりましたが、前第 3 四半期会計期間より非連結決算に移行しております。そのため、前中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3．持分法を適用した場合の投資利益については、関係会社はありますが、利益基準及び利益剰余金基準において重要性が乏しいため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動也没有ありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当社は、2024年11月29日付けで当社の子会社であったNAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.の清算が終了したことに伴い、前中間会計期間までは連結決算でありましたが、前第3四半期会計期間より非連結決算に移行しました。前中間連結会計期間においては中間連結財務諸表を作成しておりましたが、上記により前第3四半期会計期間より四半期連結財務諸表を作成していないため、比較分析は行っておりません。

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	中間純利益	1株当たり 中間純利益 (円、銭)
当中間会計期間	16,408	1,830	2,231	1,182	75.70
前中間会計期間	—	—	—	—	—
前年同期増減率(%)	—	—	—	—	—

当中間会計期間（2025年4月1日～2025年9月30日）におけるわが国経済は、米国の通商政策による影響が一部の産業にみられるものの緩やかな回復がみられ、個人消費は持ち直しの動きが、設備投資は緩やかに持ち直している状況となっています。雇用・所得環境の改善もみられる一方、人手不足感も高い水準が続いております。その一方で、海外経済においては、引き続き米国の通商施策や金融資本市場の変動等の影響が景気の下振れリスクとなっていることから、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、設備投資の持ち直しの動きから展示場の拡充や移転・リニューアル、展示品の増強など積極的な投資をすすめ販売拡大に注力してまいりました。

なお、前中間会計期間は連結財務諸表を作成しておりましたので、参考情報として前中間連結会計期間の数字と比較すると、当中間会計期間における売上高は164億8百万円（前期比0.4%増）、営業利益は18億3千万円（前期比0.3%減）、経常利益は22億3千1百万円（前期比4.3%増）、中間純利益は当中間会計期間で投資有価証券評価損として4億3千4百万円を計上したため11億8千2百万円（前期比16.8%減）となりました。

セグメント別の概要は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	中間損益 計算書計上額
	ユニット ハウス事業	モジュール・ システム建築 事業	建設機械 レンタル事業	計		
売上高	13,725	2,242	440	16,408	—	16,408
営業利益	1,553	227	67	1,849	19	1,830

(ユニットハウス事業)

ユニットハウス事業におきましては、販売は常設展示場の増設・リニューアル、展示品の増強、価格転嫁を引き続き推進してまいりました。レンタルにつきましては積極投資によるハウスの拡充、供給体制の強化と価格転嫁・付加価値営業を推進、また能登半島地震被災地の復興需要も引き続き率先して支援してまいりました。

この結果、当事業のセグメント売上高は137億2千5百万円となりました。また、セグメント利益は、15億5千3百万円となりました。

(モジュール・システム建築事業)

モジュール・システム建築事業におきましては、拡充したモジュール建築展示場の運営強化と付加価値営業強化を継続し、受注拡大に努めてまいりました。民間企業の設備投資案件の受注と完工が順調に推移し、増収となりました。原価に関しては、資材や人件費の高騰により現在進行物件に苦慮いたしました。

この結果、当事業のセグメント売上高は22億4千2百万円となりました。また、セグメント利益は、2億2千7百万円となりました。

(建設機械レンタル事業)

建設機械レンタル事業におきましては、北海道南部地域を中心に営業活動の強化に努めてまいりました。新規設備投資としての建設機械販売や、北海道新幹線工事が引き続き堅調に推移したこともあり増収となりました。環境対応の建設機械の強化もあり利益面でも改善しました。

この結果、事業のセグメント売上高は4億4千万円となりました。また、セグメント利益は、6千7百万円となりました。

財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ12億7千3百万円減少し、227億1百万円となりました。その主な要因は、商品及び製品が4億7千9百万円、契約資産が1億6千2百万円それぞれ増加した一方、現金及び預金が9億6千7百万円、売掛金が7億9百万円、受取手形が1億2千5百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。固定資産は、前事業年度末に比べ47億3千1百万円増加し、505億1千4百万円となりました。その主な要因は、投資有価証券が43億7百万円、貸与資産が5億3千4百万円、建物が9千8百万円それぞれ増加した一方、その他有形固定資産が1億7千2百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ34億5千7百万円増加し、732億1千5百万円となりました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ14億2千7百万円減少し、50億8千5百万円となりました。その主な要因は、未払法人税等が6億1千3百万円、買掛金が3億9千9百万円、その他流動負債が3億6千9百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。固定負債は、前事業年度末に比べ13億9千2百万円増加し、29億6千5百万円となりました。その主な要因は、繰延税金負債が13億8千5百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べ3千5百万円減少し、80億5千万円となりました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ34億9千3百万円増加し、651億6千5百万円となりました。その主な要因は、その他有価証券評価差額金が32億4千8百万円、利益剰余金が2億4千5百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

この結果、自己資本比率は、89.0%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ14億6千7百万円減少し、99億6千6百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。なお、当社は前第3四半期会計期間より非連結決算へ移行したことから、前中間会計期間との比較は行っておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、2億2千7百万円となりました。主な増加要因は減価償却費が21億6千5百万円、税引前中間純利益が17億8千2百万円等であり、主な減少要因は貸与資産の取得による支出が24億6千2百万円、法人税等の支払額が13億1百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は7億5千6百万円となりました。その主な要因は、定期預金の預入による支出が5億円、社用資産の取得による支出が2億4千7百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は9億3千8百万円となりました。その主な要因は配当金の支払額が9億3千7百万円等によるものであります。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

2026年3月期の業績予想につきましては、2025年5月15日の「2025年3月期決算短信」で公表いたしました通期の業績予想に変更はございません。

なお、今後の見通しにつきましては、引き続き検討を行い、業績予想に関し修正の必要が生じた場合には速やかに開示するものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当中間会計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

(8) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,357,214	16,357,214	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数100株
計	16,357,214	16,357,214	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	—	16,357,214	—	2,855	—	4,586

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
高橋 修	東京都品川区	2,010	12.86
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD. (常任代理人 立花証券株式会 社)	P.O BOX 309 UGLAND HOUSE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY 1-1104, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅場町 1 - 13 - 14)	1,864	11.93
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂 1 - 8 - 1 赤坂インターシ ティ A I R	1,423	9.10
高橋 学	東京都品川区	1,000	6.39
菅井 賢志	埼玉県さいたま市大宮区	731	4.67
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西 3 - 7	683	4.37
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 4 - 5	610	3.90
高橋 悦雄	埼玉県さいたま市西区	473	3.02
有限会社エヌ・テー商会	埼玉県さいたま市大宮区下町 3 - 7 - 1 - F2905	416	2.66
高橋 和雄	埼玉県久喜市	383	2.45
計	—	9,596	61.40

(注) 上記のほか、自己株式が730千株あります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 730,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,610,100	156,101	—
単元未満株式	普通株式 16,214	—	—
発行済株式総数	16,357,214	—	—
総株主の議決権	—	156,101	—

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ナガワ	東京都千代田区丸の内一 丁目4番1号	730,900	—	730,900	4.46
計	—	730,900	—	730,900	4.46

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

なお、当社は前第3四半期会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報を記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,433	10,466
受取手形	486	361
電子記録債権	2,014	2,042
売掛金	4,906	4,197
契約資産	435	597
商品及び製品	3,560	4,040
仕掛品	397	349
原材料及び貯蔵品	502	435
その他	238	211
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	23,974	22,701
固定資産		
有形固定資産		
貸与資産（純額）	14,339	14,873
建物（純額）	3,483	3,582
土地	7,838	7,839
その他（純額）	1,740	1,567
有形固定資産合計	27,402	27,863
無形固定資産	178	161
投資その他の資産		
投資有価証券	17,199	21,506
敷金及び保証金	740	741
その他	263	242
投資その他の資産合計	18,202	22,490
固定資産合計	45,783	50,514
資産合計	69,758	73,215
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,706	2,307
未払法人税等	1,342	728
賞与引当金	277	271
役員賞与引当金	75	37
資産除去債務	2	1
その他	2,108	1,738
流動負債合計	6,512	5,085
固定負債		
長期未払金	24	24
資産除去債務	104	111
繰延税金負債	1,442	2,827
その他	2	2
固定負債合計	1,573	2,965
負債合計	8,085	8,050

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,855	2,855
資本剰余金	9,435	9,435
利益剰余金	48,503	48,749
自己株式	2,998	2,999
株主資本合計	57,796	58,040
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,875	7,124
評価・換算差額等合計	3,875	7,124
純資産合計	61,672	65,165
負債純資産合計	69,758	73,215

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

当中間会計期間
(自 2025年 4月 1日
至 2025年 9月30日)

売上高	16,408
売上原価	9,773
売上総利益	6,635
販売費及び一般管理費	1 4,804
営業利益	1,830
営業外収益	
受取利息	12
受取配当金	377
受取賃貸料	8
雑収入	9
営業外収益合計	409
営業外費用	
株式報酬費用	8
雑損失	0
営業外費用合計	8
経常利益	2,231
特別利益	
固定資産売却益	0
特別利益合計	0
特別損失	
固定資産処分損	13
投資有価証券評価損	434
特別損失合計	448
税引前中間純利益	1,782
法人税、住民税及び事業税	709
法人税等調整額	109
法人税等合計	599
中間純利益	1,182

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間会計期間
(自 2025年 4月 1日
至 2025年 9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	1,782
減価償却費	2,165
貸与資産の売却原価	49
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	37
株式報酬費用	25
受取利息及び受取配当金	390
固定資産処分損益（ は益）	13
投資有価証券評価損益（ は益）	434
貸与資産の取得による支出	2,462
売上債権の増減額（ は増加）	644
棚卸資産の増減額（ は増加）	365
仕入債務の増減額（ は減少）	399
その他	330
小計	1,131
保険金の受取額	3
利息及び配当金の受取額	394
法人税等の支払額	1,301
営業活動によるキャッシュ・フロー	227
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	500
社用資産の取得による支出	247
社用資産の売却による収入	0
投資有価証券の取得による支出	2
敷金及び保証金の差入による支出	1
その他	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	756
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	0
配当金の支払額	937
財務活動によるキャッシュ・フロー	938
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,467
現金及び現金同等物の期首残高	11,433
現金及び現金同等物の中間期末残高	9,966

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成しておりましたが、当中間会計期間は中間財務諸表のみを作成しております。そのため、前中間会計期間については記載しておりません。

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
ハウス管理費	356百万円
給料及び手当	1,237
退職給付費用	60
地代家賃	717
賞与引当金繰入額	263
役員賞与引当金繰入額	33

2 売上高の季節的変動

ユニットハウス事業及び建設機械レンタル事業におけるレンタル収入は、冬季に向けて工事量が増加していく傾向がある建設市場の動向に左右されます。このようなレンタル需要の季節的変動により、第1四半期会計期間にレンタル稼働棟数及び稼働率が低くなり、売上高及び営業利益が他の四半期会計期間と比較して少なくなる傾向があります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成しておりましたが、当中間会計期間は中間財務諸表のみを作成しております。そのため、前中間会計期間については記載しておりません。

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	10,466百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	500
現金及び現金同等物	9,966

(株主資本等関係)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成していましたが、当中間会計期間は中間財務諸表のみを作成しております。そのため、前中間会計期間については記載していません。

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月17日 定時株主総会	普通株式	937	60	2025年3月31日	2025年6月18日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成していましたが、当中間会計期間は中間財務諸表のみを作成しております。そのため、前中間会計期間については記載していません。

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	ユニット ハウス事業	モジュール・ システム建築 事業	建設機械 レンタル事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	13,725	2,242	440	16,408
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—
計	13,725	2,242	440	16,408
セグメント利益	1,553	227	67	1,849

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位: 百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,849
セグメント間取引消去	—
全社費用(注)	19
中間損益計算書の営業利益	1,830

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（収益認識関係）

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成していましたが、当中間会計期間は中間財務諸表のみを作成しております。そのため、前中間会計期間については記載していません。

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	ユニット ハウス事業	モジュール・ システム建築 事業	建設機械 レンタル事業	
一時点で移転される財	5,900	208	89	6,198
一定の期間にわたり移転される財	115	2,033	—	2,149
顧客との契約から生じる収益	6,016	2,241	89	8,348
その他の収益	7,708	0	351	8,060
外部顧客への売上高	13,725	2,242	440	16,408

（注）「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づき認識したレンタル収益であります。

（持分法損益等）

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成していましたが、当中間会計期間は中間財務諸表のみを作成しております。そのため、前中間会計期間については記載していません。

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
1株当たり中間純利益金額	75円70銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(百万円)	1,182
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	1,182
普通株式の期中平均株式数(株)	15,626,902

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月 7 日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北澄 和也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 謙志

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナガワの2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガワの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。